

議案第 100 号

個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 1 条 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年三次市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

個人情報保護審査会委員	日額 7,800 円
個人情報保護制度審議会委員	日額 7,800 円

」を

「

個人情報保護審査会委員	日額 7,800 円
-------------	------------

」に改める。

（三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第 2 条 三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年三次市条例第 299 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び三次市個人情報保護条例（平成17年三次市条例第45号）」を削る。

（三次市情報公開条例の一部改正）

第3条 三次市情報公開条例（平成18年三次市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「記述等」の次に「（文書，図画，写真若しくは電磁的記録に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加え，「若しくは個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。）」を削り，同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号第10条第2項中「が識別され，又は識別され得るもの」を「を識別することができるもの」に改め，「当該情報のうち，」の次に「氏名，生年月日その他の」を加える。

第18条第3項中「2年」を「3年」に改める。

第23条を次のように改める。

（行政文書の管理等）

第23条 実施機関は，この条例の適正かつ円滑な運用に資するため，行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は，開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう，開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な対応を行うものとする。

（三次市債権管理条例の一部改正）

第4条 三次市債権管理条例（平成27年三次市条例第37号）の一部を次の

ように改正する。

第12条第1項中「三次市個人情報保護条例（平成17年三次市条例第45号）第2条第1号に規定する実施機関」を「市長（下水道事業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（三次市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第3条の規定による改正後の三次市情報公開条例第9条及び第10条の規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に三次市情報公開審査会委員に任命されている者の任期については、第3条の規定による改正後の三次市情報公開条例第18条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。